

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

私の遺産を息子にではなく、甥に相続させたいのですが…

Q

私はまもなく80歳になります。父が81歳で亡くなったので、そろそろ身辺整理をおこななければと思っています。

8歳年上だった妻は、5年前に亡くなりました。性格が合わなくて別居が長く、離婚すべく調停を起こしたりしましたがうまくいかず、そうこうするうちに亡くなったのです。子供はその妻との間に一人、どうしようもない息子がいます。

戸籍を見てもらうと分かりませんが、まずは認知し、その数年後に妻と結婚しました。若い頃、軽い付き合いだった妻が「あなたの子供ができた、高齢なので産む」と言うので出産後認知し、

そのあと付き合った女性の誰も妊娠しなかったため、妻と結婚したのです。

大事に育てましたが、就職しても長続きせず、そのうちに、やれ投資だなんだと親にせびりだし、怒って相手にしなかったら、家に忍び込んで金庫を開け、現金を持ち出したことまであります。警察に行ったら、家庭内のことなので被害届を受け付けてくれず、悪知恵の働くやつな

ので分かってやったのだと合点がきました。そのあと音信不通です。実は昔から疑っていたのですが、顔も体つきも私には似ず、性格も違うし、私の子ではないと今は確信しています。

遺産は不動産や預貯金、株で2億円くらいになります。それを私は息子に一銭も渡さず、一人いるまっとうな甥に相続させようと思うのですが、どうすればできますか。

親子関係不存在、あるいは相続人からの廃除が認められれば可能です。

A

相続人はその息子さん一人、このまま何もしないでいると遺産はすべて息子さんのものになるのを止めたいですね。

法的に考えられる方法として、一つは「親子関係不存在確認訴訟」があります。婚姻期間中の子供ではないので嫡出推定は働かず（嫡出否認の訴えは出生を知った時から1年）、この訴訟形態が可能です。ただ、DNA鑑定をして親子関係が否定されたとしても、数十年親子ではあるので、裁判所は「権利濫用」だとして申立てを認めてくれない恐れもあります。世の中には似てない親子は珍しくなく、本当に親子かもしれませんし。

二つ目は、「推定相続人の廃除」です。自分に対する虐待や重大な侮辱、その他の著しい非行が要件で、裁判所が認められれば相続人から外れます（民法892条）。これは、遺言中に「子〇〇を相続人から廃除する」旨記載し、その申立てを、やはり遺言中に記載する遺言執行者に委ねるという方法でも可能です。

いずれにしても遺言を作成しておかねばなりません。全財産を甥〇〇に相続させる」と書いても、ご存じのように息子さんには遺留分があり、1年以内に遺留分減殺請求権を行使すれば、甥から半分を取り戻すことができます。その点親子関係不存在ないしは廃除が認められれば、息子さんには遺留分もなくなり、全額が甥に行くことになります。ただ、息子さんに子供がいれば、子の廃除は孫には及ばないので、ご相談者より息子さんがもし先に亡くなれば、代

襲相続する孫には遺留分の権利があります。

遺留分減殺請求の対象は遺言による贈与ではなく、死亡前1年以内の生前贈与にも及びます。だからといって、1年より前に甥に贈与したとしても、甥はその贈与が息子の遺留分を害すると知っていたと言えるでしょうから、やはり減殺請求の対象になると思われます（同1044条1項）。その点、同じ生前贈与でも、日赤など無関係の者への寄付とは異なる扱いです。

